

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第5期計画期間 第9回会議)

日時：平成26年6月20日（金）

午後1時30分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(補助あり)の募集結果について(資料1)
- (2) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(補助なし)の隨時募集開始について(資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の募集結果について(資料3)
- (4) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1~6-3)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7-1)
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8-1)
- (4) 他市町村の事業者を指定する際の取り扱いについて(資料9)(参考資料9-1)

4 その他の事項

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(補助あり)の募集結果について
- 資料 2 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(補助なし)の隨時募集開始について
- 資料 3 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の募集結果について
- 資料 4 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料 5 施設整備状況一覧表(第5期計画期間内)
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(平成26年6月1日現在)
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1~6-3 資料6に係る事業概要、事業所位置図
- 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 7-1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導等の実施状況について
- 資料 8 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8-1 資料8に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知
- 資料 9 他市町村の事業者を指定する際の取り扱いについて
- 参考資料 9-1 他市町村事業者の指定報告について

仙 台 市 介 護 保 險 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第5期計画期間 第9回会議）議事録

日時：平成26年6月20日（金）13:30～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員、板橋純子委員、太田雅夫委員、小笠原サキ子委員、草刈拓委員

小坂浩之委員、徳田広子委員

以上7名、五十音順

（阿部淳子委員、土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長、米内山高齢企画課長、宮野介護保険課長、

後藤青葉区障害高齢課長、佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、

山縣泉区障害高齢課長、草薙介護予防推進室長、高橋介護保険課主幹兼介護保険係長、

小口高齢企画課施設係長、阿部介護保険課管理係長、中野介護保険課指導第一係長

（加藤宮城野区障害高齢課長欠席）

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし

議事録署名委員については徳田広子委員を指名 → 徳田広子委員了承

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（補助あり）の募集結果について
- (2) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（補助なし）の隨時募集開始について
- (3) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の募集結果について
- (4) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (5) 施設の整備状況について
事務局より説明（資料1～5、参考資料5-1）

委 員：資料1について、1つの事業者が広範囲なサービス提供エリアを設定しているが、1つの事業所で本当に全てのエリアにサービスを提供できるのか。

事務局：当該事業計画は、主たる事業所は1箇所だが、もう1箇所サテライト事業所を置くこととしており、2箇所の事業所を拠点にサービスを提供していく予定のため、全てのサービス提供エリアにサービス提供可能と考えている。

委 員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は1つの事業所から看護サービスも提供するということか。

事務局：そのとおりである。

委 員：現時点での職員の人員配置なども把握しているのか。

事務局：人員配置については指定をする際に確認をすることになる。

委 員：人員配置基準はどのようにになっているか。

事務局：利用者からの通報を受け付けるオペレーターが1以上、定期巡回及び随時訪問に対応するために必要な数以上の介護職員を配置することとなっている。また看護職員については、外部の訪問看護ステーションに委託することも可能だが、2.5人以上の配置が必要である。

委 員：中山中学校区は2つの事業所からサービスが提供されるようだが、どちらからサービスを受けるかは利用者が選択できるのか。

事務局：利用者が選択できるようにすることを考えている。

委 員：他の都市でも同じようなことはあるのか。

事務局：区に1箇所と制限をかけているところもあれば、特に制限をかけずに整備している都市もある。したがって、独占状況もあればサービス選択できる状況もある。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明（資料6、参考資料6-1～6-3）

委 員：事業所を設置する際には、地域の住民への説明等は行っているのか。

事務局：地域密着型サービスの場合、地域住民への説明会を開催することを事前協議済書交付の条件としている。

委 員：住宅地に認知症対応型のデイサービスを設置する際に、駐車場が不足し路上駐車が増えるなど、地域住民に迷惑がかかるという事例を聞いたことがあるが、指定基準の中に駐車場の確保に関する規定はあるのか。

事務局：指定基準で特に定められているわけではないが、事前協議の際に確認はしている。開設後も関係車両が公共のマナーを遵守するよう指導している。

委員長：他に質問がなければ、この資料にある業者を指定してよいか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明（資料7、参考資料7-1）

委員：改善指示事項にある虐待の内容とその改善の内容はどのようなものか

事務局：認知症の入居者が襲いかかってきたと思い込み、職員が虫眼鏡で頭部を殴打したものである。改善の内容として、認知症や虐待、介護技術に対する研修の実施の報告を受けている。

委員：衛生管理等の不備とはどのような内容か。

事務局：清掃用具が汚物処理槽の脇に置いてあったため、保管場所を変更するよう指示したものと、レジオネラ症の対策マニュアルが未整備だったため、整備するよう指示したものである。

委員：虐待事実はどのように発覚したのか。

事務局：事業所からの報告である。

委員：事業所によっては、服薬管理がずさんなところも見られる。それで入居者の健康に影響が出る場合もあるので、服薬管理についての指導には気を配っていただきたい。また、入居者の容態や意向で通院や服薬が中断されてしまうことがあるのでそのような医療面についての指導も配慮していただきたい。

最後に食品・食事の管理についてだが、適切なカロリー数が提供されているかというようなチェック機能はあるのか。

事務局：服薬管理、通院管理については、適切に行われているか、ケアプランの確認等を通して行っているところである。また、食品の保管管理についての指導は行っているが、カロリー数の管理となると個々の入居者の体調等の把握も必要になってくるため、そこまでは指導できていないのが現在の状況である。

委員：適正な量が高齢者に提供されるように今後そのような面にも配慮いただきたい。

委員：薬の飲み合わせや食事と薬の飲み合わせ等について研修の希望等があれば、薬剤師会として対応も可能であるので、相談いただければと思う。

事務局：集団指導の際に講演していただいたり、本市のHPに資料を掲載したりと工夫の仕方はたくさんあると思うので、ぜひ連携していきたい。

委員長：ほかに質問がなければ、この資料にある業者の指定の更新をしてよいか。

(異議等なし)

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について

事務局より説明（資料8、参考資料8-1）

委 員：事業計画書の内容について何点か疑問を感じる点があった。例えば食事欄に「好きな時間に好きな食事を」と記載されているが本当に可能なのか、どのような考え方なのかという点。また、家具の設置について、入居者に持ち込んでもらうので、施設として家具は設置しないとあるが、持ちこむ家具がない入居者はどうするのかという点。最後に生活リハビリを行うと記載があるが、特養に入居されるような比較的要介護度が高い方にどのように行うのかという点。選定の際にはこのような点を具体的に聞いてもらえるか。

事 務 局：選定の際には、ヒアリングを行う予定なので、今の点についても確認する。

委 員：家庭的な雰囲気というのも重視されてきているが、家族や入居者が望むこととして専門的なケアという部分もあるので選定の際には配慮いただきたい。

事 務 局：了解した。

委 員 長：ほかに質問がなければ、この議案を承認してよいか。

（異議等なし）

(4) 他市町村の事業者を指定する際の取り扱いについて

事務局より説明（資料9、参考資料9-1）

委 員：市内の地域密着型サービス事業所であれば、他市町村で同じような取り扱いをして利用しているということか。

事 務 局：他市町村からの依頼があった場合に、仙台市から同意をしたこともあるので同じ取り扱いになっていると思われる。

委 員：事前に委員会で図ることが困難な場合も多いと考えられるので、このような取り扱いにすることに異論はない。

委 員 長：ほかに質問がなければ、この議案を承認してよいか。

（異議等なし）

4. その他

委 員：各地域包括支援センターで行われている地域ケア会議に、地域密着型サービスの指定を受けている事業所の職員も積極的に参加し、地域資源の確認などをお互いにしてほしい。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は地域包括ケ

アの根幹になってくると思われる所以、積極的に会議に参加し、サービスを広める必要がある。事業者が会議に参加できるようなシステム作りを仙台市としても進めていただきたい。

事務局：本市としても、事業者が積極的に地域ケア会議に参加するよう指導していきたい。

委員：一般のデイサービスが事業を廃止する際にはどのような手続きが行われているのか。

事務局：休止届や廃止届を介護保険課で受け付けている。

委員：事業所が廃止することで、サービスを利用できなくなる人もいるのか。

事務局：事業所を廃止する際には、現にサービスを受けていた利用者に対して、新しい事業所を紹介するなどの手続きをすることと決まっているので、サービスが利用できなくなるような人はいない。

委員長：休止する事業所はどれくらいあるのか。

事務局：月に1件あるかないかという程度である。

委員：事業所に対する実地指導や監査と第三者評価というのは別物と考えてよいか。

事務局：第三者評価は提供しているサービスをよりよいものにするために行われているものであり、実地指導や監査は適切にサービスが提供されているかを確認するものなので、それぞれ別のものである。

委員長：その他、ご意見等はあるか。

(なし)

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明